

審議経過（議事録）

- 1 開会
- 2 開会挨拶
- 3 議事 「最終まとめに向けて」

【田村副会長】

本日の趣旨は、基本的な考え方の整理ということになる。

事務局より、第5回の検討会以降の経過と、本日の資料の説明についてお願いします。

【事務局】

はじめに、第5回検討会以降の経過についてだが、追加意見の募集をしたところ、5名の方より回答があった。その後、12月25日には、作業部会を実施した。そして、これまでの検討会において、皆様にご議論いただいた内容を基に、それを整理し、検討会の意見のまとめとして、資料1「最終まとめの方向性について（案）」を用意した。この資料1の項立ては、資料2「中間まとめの概要」の「4 今後の検討の方向性」に記載された項目に沿ったものである。本日は、資料1を基に、最終まとめの方向性について、検討会として最終まとめに盛り込む様々なご協議をいただきたいと考えている。

【田村副会長】

まず、確認であるが、今日ここにおいて話し合うことは、この検討会としての意見の集約をするということ、神奈川県今後の特別支援教育をどうしていったらよいかということについて、あるべき姿をまとめていくという作業になる。最終まとめは、この3月に出るわけだが、どういうふうに今後の方向性を考えていくのか、この検討委員会で検討されてきたことの集約ということである。本日の前半は、資料1の基本的な考え方の部分を議論いただきたいと思う。後半は、具体的な今後の方向性について、積極的な意見をいただきたいと思う。それでは、区切って協議をしたいと思いますので、資料1の最終まとめの方向性について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料1の1ページをご覧いただきたい。今後、最終まとめをしていただくにあたり、基本的な考え方を、委員の皆様が共有することが大切であると考えているので読み上げる。

- 社会状況の変化に伴い、県民・市民の価値観や教育へのニーズが益々多様化していく中で、誰もが共に生きる共生社会の実現を図っていくためには、子どもの時から、共に学び、共に育つインクルーシブな学校づくりが求められている。
- 今後、インクルーシブ教育の進展が図られる中で、特別支援教育や特別支援学校が持つ意義や役割も、社会の変化とともに変わっていくものと考えられる。
- 当検討会においては、特別支援教育やその学びの場の整備については、その時々々の社会状況や子どもたちの状況の変化に的確に対応した「あり方」を常に検討していく

ことが重要と考える。こうした視点を踏まえた中で、今後を見通した、現時点での特別支援教育の充実に向けた基本的な考えを次のとおり整理する。

誰もが共に学び共に育つインクルーシブ教育を着実に推進していく。しかし、予測不可能な時代と言われている。インクルーシブ教育推進の流れの中で、その時々の変化や課題を踏まえた取組も求められると思う。

そういった意味で、この最終まとめでは、中間まとめで示していただいた課題の解決を図るための、現時点での特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方を示していこうというものである。このことについて、委員の皆様方全員からご意見をいただければと思う。

【田村副会長】

これまでの協議会や作業部会等でも出てきたことの集約であるが、改めて皆様はどう考えるか協議してまいりたい。

【廣瀬委員】

一つ目の、「子どもの時から、共に学び、共に育つインクルーシブな学校づくり」のところ。インクルーシブ教育実践推進校が、これから増えていく時代の中で、高校から共に学ぶことをスタートするのでは、子ども同士がその場で互いに共有するのは難しいと思われる。やはり、子どもの時から地域で学び、自然な形で触れ合っていくということが求められる時代であると思う。

【田村副会長】

インクルーシブな教育ということは、今後いろいろな解釈が出てくるとは思うが、世界全体の流れからすると、ESD（※1）や、SDGs（※2）にしても、共生社会をどうつくっていくのか、それを持続的にやっていくということは、世界のグローバルスタンダードでもある。また、国の方も、インクルーシブ教育という言い方で、可能な限り地域で一緒に学ぶということを推進しようとしている。神奈川では、どのように具体化していくかということである。

【上田委員】

廣瀬委員のご意見を後押しすることとなるが、高校や分教室の様子を見ていると、体育祭や合唱祭などの、ほとんどが分かれて行われており、寂しい環境であった。障がいのある子どもを持つ親として、高校から共有するというのは不可能であると感じていた。

【田村副会長】

神奈川県では、インクルーシブ教育実践推進校が高校段階でスタートしたが、同様のことが、もっと身近な小学校、中学校など地域の中で起こっていかなければならないのではないかということであった。

【江川委員】

私は、医療的ケアの必要なお子さんたちのそばで、学校教育に関わってきたので、そ

の目線でこのまとめを読むと、現状からすると、医療的ケアの必要な子どもの場合に、ごく少数の方が地域の学校で、あるいは通常の学級で生活が一緒にできるというのは実現しているが、多くの子どもたちは、特別支援学校で教育を受けざるを得ない状況がある。「できるだけ地域の学校で、通常の学級で」という書きぶりは、私に関わっている医療的ケアの必要なお子さんたちは、「できるだけ」の範疇に入らないのだと思いながら読まざるを得ない現状がある。物理的な要件、あるいは看護師の配置等で、特別支援学校を選択する場合もあるかもしれないが、あわせて地域の学校に籍をもって、例えば大事な行事の時は一緒に過ごすといった副学籍を持つような方向性を、今回の検討会の報告の中に滲ませることはできないかと思っているところである。

【田村副会長】

副学籍の話が出てきたが、子どもたちは基本的に地域の子どもたちであることがベースになると思う。副学籍については、横浜、川崎の方はどう考えるか。

【須山委員】

仕組みとして進めなくてはならないと思うが、同時に、国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえた、神奈川県でのインクルーシブ教育の取組というところで、ここに記載されている考え方については、課題や問題点は見受けられない。理念の中で、共生社会の実現を目指すというところは、全ての皆様と関わって進めなければならないが、同時に、一人ひとりの児童・生徒にとって、一番ふさわしい教育、学び方は何かというところは、大事にしながら進めていく必要があると感じる。

【稲葉委員】

副次的な学籍についてだが、川崎市では、まだ制度としては導入していない。議会等での質問はあったこともあり、今後検討していくこととして回答していることもあり、いずれかの時期に、そのような仕組みを市内全体で構築していかなければならないかと考えているところである。資料1の文言について、特に反対の意見は無いが、特別支援学校の存在そのものが、進んでいくべき方向と相反するものであるという解釈は、川崎市としてはしていない。特別支援学校でなければ、どうしてもできない教育や、支援、サービスというのはあって、それらのすべて、同じレベルのものを小・中学校に移し替えるということは、現実の検討として難しいことであると考えている。

【田村副会長】

一つ目の○でいうと、共に学び、共に育つ教育を実現していく、共生社会を実現していくという大きな流れについては、皆様のご了解をいただいている。ただ、副学籍やインクルーシブ教育を推進する学校となると、これは手立てや手段の問題になるので、それがベストな方向であるか、ベターな方向であるかは、検討する必要があるかと思う。一つ目の○について、基本的に世界の流れ、あるいは国の流れの中で、できるだけインクルーシブな学校づくりを求めていくということについては、まずはよろしいか。(異議なし)

特別支援学校の意義は、その中で変わっていくのではないかという二つ目の○についてはいかがか。

【廣瀬委員】

特別支援学校がなくなっていくということは、考えていない。特別支援学校の環境で学ぶことが必要な児童・生徒は存在すると思っている。ただ、特別支援学校ありきということではなくて、地域と連携して共同する中で、それが本人にとって適切な学びの場というところで、特別支援学校で学んでいくことが必要であると考えている。

【磯部委員】

「特別支援学校がもつ意義や役割も、社会の変化とともに変わっていくもの」というところで、社会が変化していくと、その時に日本や神奈川県の中の全員が共通意識を持って、何か段階を進むようにA、B、Cというふうに、何か意識が変わっていくということではなくて、その時々にはいろいろな立場の方や、家庭の方、それぞれのニーズのある方など様々な方がいる中で、今も将来も様々な意見の中で変わっていくことだと思う。ただ、今後の進む方向として、誰もが共に生きる共生社会の実現を図っていくことは、否定することはできない。そうした時に、変化とともに変わっていくということは、今、学んでいる一人ひとりの教育的ニーズのある子どもたちの学びを、どう保障していくかについて、制度的に当てはめるのではなく、それぞれの保護者や当事者が等しく選択できる条件整備が必要である。インクルーシブな学校づくりというのは、様々な学びの場において、どこで、何を選択するのか、医療的ケアも含めて人やお金、設備を含む、それぞれが対応していく方向に進むことが大事であると考えている。

【田村副会長】

最終的には、当事者である子どもにとっての選択の問題で、多様な選択肢があって、それを比較的自由に選ぶことができるというのが、今後のあり方に近いのではないか。

【成田委員】

今、磯部委員から説明していただいた内容が、非常にあり方検討会の特徴を表すのではないと思う。10年先、AからB、Cに移行していく段階という形で、明確に対応するのではなくて、それぞれの特徴がある一人ひとりを生かしていくためには、AやB、Cの要望をされている人の、多様なニーズに対応できるようにしていくことが必要であるというところまで、加えて書いてあってもよいのではないか。須山委員の、一人ひとりを生かすという視点も大事であるということも踏まえて、加えてもよいのではないか。

【田村副会長】

特別支援学校が、どう変わっていくのか、すべて一斉に変わるのではなくて、どういう段階を踏んでいくのか、どういう地域の特性やいろいろなものを含んで変わっていくのかは別として、特別支援学校はなくなる話ではなく、あくまでも特別支援教育全体、インクルーシブ教育全体を支えるものとして存続していくであろう。ただし、あり方は

変わっていかなければならないという二つ目の○について、同意いただけるか。(異議なし)。

三つ目について、ご意見はいかがか。

【須山委員】

三つ目の○については、予測不能な社会である中で、それでも今後を見通さなければいけないという課題を、この検討会を重ねている中で、現時点で何がその状況でも考えられて、進めるべきなのかの答えを出すということであると思うし、現時点ではそうでも、1年後、5年後というところで考えると、常に検討を続けていくということが必要であるという検討会のまとめであれば、そのところも、この項ではなくてもよいが、宣言をしていかないと、言いつばなしなのかと捉えられないことが必要だと思う。

【田村副会長】

もちろん、最終的な報告書は結論ではない。あくまでも現時点における想定だが、社会の変化において、どんどん検討を進めていき、子どもに合わせていかなければならないのであるということの基本確認であるのは、おっしゃるとおりであると思う。

この白○三つは、多少の文言の変化はあるかもしれないが、基本的な考え方としてはよろしいか。(異議なし)

それでは、その下のところの協議に入りたいと思う。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

三つ目の○の最後の行にあるが、「こうした観点を踏まえた中で、今後を見通した、現時点での特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方を次のとおり整理する。」

ということで、三つ示してある。

- ・神奈川県では、これまでインクルーシブ教育の推進に向け、相互理解を大切にしながらすべての子どもができるだけ「地域の学校で」、「通常の学級で」、「高校で」共に学び共に育つ仕組みづくりに取り組むとともに、各学びの場の教育環境や子どもたちへの支援の充実を努めてきた。

- ・今後も、すべての学びの場において、共生社会を目指すインクルーシブ教育の推進のためのそれぞれの学びの場の役割や整備のめざすべき方向性を明確にし、県と市町村、地域で共有して取り組んでいく必要がある。

- ・そのためには、子どもたちを支える、教育・医療・福祉・労働等の関係機関のつながりが大切であり、県と市町村がそれぞれの地域で、その役割や状況を踏まえて連携し、必要な支援が適切に行われるよう、切れ目ない支援体制を構築していくことが求められる。

以上、皆様に議論をいただければと思う。

【田村副会長】

先ほどの白○三つを踏まえ、それをもう少し具体化した方向性ということになる。

【水野委員】

「相互理解」という言葉が入っていて、相模原では津久井やまゆり園事件があり、まさにこの相互理解という言葉の重みを感じているところである。インクルーシブ教育を考えていく中で、当然、障がいのあるお子さんにとって、どんな環境が望ましいのかということを考えることは大切であるが、その子どもたちと共に学ぶお子さんたちが交流及び共同学習を中心にしながら、何を学んでいくのかということによって、共生社会の実現が、近づいたり遠のいてしまったりするということを感じている。

例えば、通常の学級の中でも、いじめの問題であったり、不登校の問題であったり、かなり深刻化している状況がある中で、そういった子どもたちの中に、人権を大事にしたインクルーシブということも推進していこうというわけであるから、すべての子どもたちに、インクルーシブ教育というのは、どんな意味があるのかということも教えていく。それを、学校や社会で共有して、本気になって皆で共生社会を目指していこうという姿勢が大事になってくるのではない。

【田村副会長】

インクルーシブ教育をどう進めていくのか、子どもたちにとって、互いになるべく一緒にいることが良くなるような形で進めていかないと、かえって分断を進めてしまうかもしれない。インクルーシブ教育を進めることについては、異論はないと思うが、どういう形で進めていくのかは大変難しい課題だと思う。

【富澤委員】

この相互理解こそが、小さな頃から取り組んでいかなければいけないことであると強く感じている。障がいのある子もない子も、共に育っていくことで、相互理解が深まり、一緒にいることが当たり前になっていかなければいけないと思う。

【野村委員】

高校から共に学ぶのでは遅いということが出ているが、義務教育が終えたところで、一つ節目があると思う。高校に行かないという選択肢も含めて、高校からは、いろいろな選択肢が出てくると思う。高校の子どもたちと接していて感じることは、身体も大きくなってくるし、いろいろな面で大人へ入りかけているということである。大人が社会に出ていくうえで、社会と接続させていかなければならないことが高等学校にはある。もう一つ文化が違うのは、義務教育では、市町村の地域社会にいるが、高校になると広いエリアに活動範囲や通学範囲が広がってくるというところで、地域性が薄らいでいるということがある。また、神奈川県の高校は、いろいろな学校があり、高校の中でコミュニティがそれぞれ違うということである。生徒の文化も違うし、生い立ちも違うし、外国語につながりがある子もいる中で、自分が生きるのに精いっぱいである子もいる。いろいろな文化が渦巻いている中で、それでもここに「高校で」という言葉を盛り込むことは非常に大事である。高校の通級をやり始めているが、普通科の学校の中にも、支援教育という視点が入り込んできて、職員も学んでいる。やり始めることによって広まってくるので、高校では難しいながらも、「高校で」という言葉を盛り込むことが大事

であると感じている。

【田村副会長】

本来、義務教育は小・中学校までだが、98%近い子どもが高校進学をしている中で、どういうふうに障がいのある子どもたちを受け止めていくのか、さまざまな子どもがいるのだということを実感する、非常に重要な場になっていることだと思う。

【上田委員】

「地域で」という言葉が引っかかかっていて、まず生まれて、居住地に来て、障がいのある子どもは療育センターにて早期療育を受け、その後、保育園や幼稚園へ行くのではなく、療育を受けられる通園というところへ行き、その中で地域とつながることはある。ただ、肢体不自由の子どもは限定されてしまう。私も頑張ったが、家の近くの保育園は受入不可能で、かなり離れた保育園で1年間、月に1回交流をしていた。小学校は、特別支援学級を選んだが、知的障がいの子どもは、学校の近くに保育園があったために、その段階で知っている子どもがたくさんいた。それは、一人の親として、すごくうらやましいことであった。そこへ、顔の知らない車いすに乗った娘が一年生からスタートをしていく中で、だんだん大きくなっていく。6年生になった時に、うちの娘が同じ6年生の子どもにあいさつをしても返事を返してくれないなど、コミュニケーションが全く取れていないといったこともあった。本当に、ゼロの段階から「地域で」というのであれば、やってほしい。そこには、学校の先生たちの力が本当に必要なのだということも感じた。運動会一つとっても、うちの娘が6年生の時には、同じ特別支援学級の子どもと組んで、組体操にも取り組んだ。これが、インクルーシブなのではないかと思ひ、そういうことを親は期待している。箱だけあって、中身がないところに入れられても、親は不安を感じる。

【田村副会長】

箱だけ、形だけではなくて、心があるというのか、どういうふうに子どもを中心にものを考えられるかということが、インクルーシブ教育の根本にないといけない。そういう点では、できるだけ早く地域の子どもなのだという意識をもって、地域で生きられるように皆がしていくということが、とても大事であろうと思う。

一つ目の、相互理解とインクルーシブな環境づくりということについてはよいか。

二つ目は、それに向かってどういうふうに学びの場をつくっていくか、役割や整備の方向性を、県、市町村、地域で共有するという基本的な考え方なのでよろしいか。

それでは最後に、切れ目ない支援のための機関連携と、県、市町村等の横のつながりについてである。これまでは、特別支援教育や、特別支援学校というと、設置者は県であるとか、そういったところで、どこか分断していたところもあったが、分教室を小中学校につくるなど、いろいろな形で広まりが出てきていて、市町村と県とがいろいろな形で連携していかなければならないというようになってきつつあるが、方向性についてはいかがか。

【磯部委員】

いろいろな場において、サービスが提供できることや、環境が整っていること、専門性を持った人間がいるなどについては、一定程度は基礎的環境整備の話であって、実際にはそこで学ぶ子どもたちが、そこで学びたいと思ったときに、どのような支援が得られ、さらにニーズに応じて環境を変えて支援していけるのかである。障害者差別解消法の中で言われているような、基礎的環境整備の部分はあるが、それでサービスは終わりではなく、さらに一人ひとりのニーズに応じた合理的配慮の部分が提供されなければ難しい。そういった意味で、教育だけでサービスが提供できるかというところ難しい。だからこそ、医療や福祉や労働等の関係機関のつながりというところは、合理的配慮でサービスがうまく提供できるような仕組みづくりが必要である。

【田村副会長】

子どもの必要とする合理的配慮というのは、おそらく非常に多岐にわたるので教育の中だけではカバーできない。そういったところで、関係機関が連携していくということはとても重要であるし、県だからできること、市町村だからできること、地域だからできることといろいろある。これを工夫し、つなぎ合わせ、子どもにとって切れ目ない関係をつくるということである。

【水野委員】

本市では、例えば医療的ケアであれば、体制を整え今年度から始めたところではあるが、相模原市内での医療的ケアは、幼稚園や保育園では行っている。ここで、小・中学校が始め、そして、その子どもたちが幼稚園や保育園から小学校に入ってきたときに、幼稚園や保育園では受けられていたサービスが、小学校では受けられないとか、小学校では受けられるが放課後デイサービスでは受けられないなど、サービスの不整合が増えてしまっていて、保護者が困っているという現状がある。全市的に解決していこうという動きはあるが、縦割りの壁を乗り越えることが難しい課題になっていて、ここで提言をされることは非常に意義深いことと思っており、これが絵に描いた餅にならないようにしていくことが大事であると感じている。

【窪島委員】

切れ目ない支援という言葉に注目していて、切れ目ないという言葉は、SDGsなどでもこういった言葉が使われている。切れ目ないという言葉が、特別支援の中で、就労支援も含めて、子どもたちに対して切れ目ない支援を、我々がどれだけのことができるかということを考えていかなければならないと思っている。市で小・中学校を過ごした子どもが、県立や市立の特別支援学校高等部に進学していくその時に、どれだけ切れ目ない支援を続けていけるのかを大切にしていきたい。

【田村副会長】

お手元の資料の2ページ以降だが、今後の方向性となっている。方向性というのは、この検討会として、今後の方向性を提案したいということである。2ページから3ペー

ジにかけて（１）特別支援学校の整備のあり方について、４ページには（２）医療的ケアのあり方について、最後の柱は（３）県と市町村の役割分担のあり方についてということで、大きく３つの柱がある。

それでは、（１）特別支援学校の整備のあり方について、最初のところを読み上げる。今後の特別支援学校の整備については、地域の実情を的確に捉え、設置義務がある県と、義務教育段階の教育を担う市町村が協力して検討を進めていくことが望まれる。その際、児童・生徒の教育的ニーズや地域の教育事情を十分に踏まえた、具体的な検討を進めていくことが必要である。

前段の基本的な考え方を踏まえた上で、特別支援学校の新たな役割が必要になってくるだろうという項目だと思う。そして、その具体策として、ア～オまでの５つの観点から説明がされている。どこからでもよいので、積極的なご意見を賜ればと思う。

アについては、特別支援学校を今後つくっていく、もしくは既存の学校をリニューアルしていくということについて、基本的に地域の課題を明確にして、その地域に必要なものをつくっていくということであるが、いかがか。

【廣瀬委員】

特別支援学校の実情として、過大規模化の解消については、年々、就学について各市町村と検討しながら、だいたい調整されているところであるが、やはりニーズは高い状況が特別支援学校にはある。それと共に、高等部の入学者が多い中で、その地域等との連携の中で解消するためにも、もっと地域の学校の中で学ぶことのできる場がつけられていくということは、これからも必要ではないかと捉えている。その際には、環境の整備や必要な施設・設備が当然必要になってくる。

【水野委員】

本市の就学の状況を見てみると、就学相談を受ける人数もかなり増えてきているという状況である。その中で、インクルーシブということが話題に出ているが、保護者のニーズというのは、必ずしもインクルーシブという要望ばかりではないという状況もある。当然、地域の子であるから地域で学びたいと考える保護者もいるが、専門的な指導を受けたいということ望んでいる保護者がいて、むしろそちらの方が、人数的には多いというのが現状である。国や私たちが目指しているインクルーシブと、考え方が異なる保護者の方が、実は多い状況がある。先ほどから選択という言葉が出ているが、選択して特別支援学校に行ける環境を整えることと言えば、アに示しているように、地域的課題への対応ということで、地域の実情に応じて、小・中学校あるいは、特別支援学校で環境を整えていくのは、両方にとって大事なことであると感じる。

【田村副会長】

この会議の中でも出てきた、特別支援学校を充実させていくという中には、量的充実と質的充実がある。特別支援学校への希望者の受け皿としてつくればよいかというと、決してそういう話ではない。もっと、市町村に受入の体制ができていれば、特別支援学

校に来なくてもよい子どもたちも、特別支援学校に来ているということもある。子どもが自分の生きられる場所を選択できるような、多様な選択肢があって、それがフラットに、切れ目なく選択できる状況が望ましいと思う。特別支援学校も、地域を高められるような形でのあり方が必要であると思う。

【上田委員】

確かに親のニーズは、専門性を重視しているところはあると思う。うちの17歳の娘が、将来を見据えなくてはいけない実習に行ってきたところである。今年度、神肢P連として、要望書を出していった中で、子どもが学校を卒業した後に行く場所を、行政が把握しているという川崎市の取組がよい。今は、知的のデイサービスにおいて、学校ではやってもらえないこと、療育を移行してやってもらっている。小さいころから、PT、OT、ST、心理等を、専門機関にお願いするという感じで、学校は学校、訓練は訓練、別の療育として集団の療育を私は希望していたので、本当は学校の中でやってほしいが、知的のデイサービスにお願いした。なんで、親がいろいろな場所に行かなければならないのかと思うこともあり、それでもやっていかないと、この子にはこの先の行き場所がないという部分からいうと、小さな時から学校に専門性のある方に入ってもらいたい。諸外国では、学校には入っているので、親が専門的な療育のところに行くことは無いという状況を聞いている。そういうふうにやっていってくると、切れ目のないところにつながっていくのではないかと思う。

【田村副会長】

まだまだ、うまくつながっていなかったり、当事者が駆けまわったりしなければならないという状況が起こっている。この部分では、県と市町村が協力し合って、地域とつながる特別支援学校についてはいかがか。

【成田委員】

今後の方向性の(1)アイウエオには、順序性はないのかもしれないが、個人的にはイを最初に書いて、2番は特別支援学校の整備に関する基本的な考え方ではないかと感じている。それから、人口増加の部分や、老朽化対策のことや、分教室のことという形の方が理解しやすいように感じている。

【田村副会長】

アイウエオの順序性や重みについて、1番目にまず、地域とつながって子どもたちのために活躍できる特別支援学校であってほしいということがあり、その上で、人口増加への対応や老朽化対策ということが出てくる。他に、アイウエオを通していかがか。

【廣瀬委員】

エの、分教室のあり方に関する整理という点で、特別支援学校長会でも、この部分について検討しているところがある。平成19年に、養護学校分教室の今後のあり方という整理がされた。その中で分教室に期待される効果として、障がいの軽度な生徒の学習の場、共に育ちあう教育の場、分教室と高等学校の協働・連携といったことが、分教室

には求められていた。10年たったところで、おおむね期待されている通りに動いているのではないかと捉えている。ただ、その中にもいろいろな課題がある。生徒同士が、同じ敷地内での日常的なふれあいの中で、理解はしあっているが、交流及び共同学習も、具体的な教科等のつながりはなく、行事的につながっているだけということが課題になっている。専門性ということでは、高校での障がい者の理解は進んでいるが、まだまだ継続が必要ではないかということ。当時の過大規模の解消につながっているかもしれないが、設置された時の分教室の枠組みとしての教室等については、あまり改善がされていないということや、センター的機能については取り組んでいるが、まだまだ今後必要な点があること。本校と離れているということで、物理的、子どもたちの心理的な部分で、自分は特別支援学校に所属している生徒であるという意識が、あまり持っていないということも課題としてあげられる。今、インクルーシブ教育実践推進校が広がっていくというところで、分教室の中にはインクルーシブ教育実践推進校に該当する生徒が在籍していることも考えられる。これから、インクルーシブ教育実践推進校が増えていく中で、そこで学びたいと考える現時点では分教室対象の生徒が移行していくと、分教室の人数が減っていくことが推測される。ただ、これは直近のことではなく、将来的なことになるので、今後5年くらいをどうするのかということにおいては、センター的機能を活用し、障がいのある子どもたちの理解を高校の中で進めていく。それから、いろいろな選択肢がある中での分教室を選択するという点においては、各分教室が特色のあることを打ち出し、子どもたちや保護者に伝えていくことも必要である。今後は、これまでの成果と課題を明確にして、分教室の設置について見直していくということで、現実として、生徒数の推移を踏まえつつ、一つの特別支援学校に、二つの分教室があるようなところは、少しずつ検討していかなければならないと思っている。

【田村副会長】

分教室については、おそらく設置の意義について、総括をしなければならないと思っている。インクルーシブ教育実践推進校と、一部ニーズがかぶっているが、提供できるサービスがかぶっているかという点微妙である。インクルーシブ教育実践推進校が増えて、カリキュラムが固まってきた段階で、分教室のカリキュラムとの比較をしていく必要があるのではないかと考えている。特別支援学校のサテライトとしての意味合いというのが、どういうメリットがあるのか、インクルーシブ教育実践推進校であればどういうメリットがあるのかを、きちんと突き合せないと、これの必要性が出てこないのかもしれない。現時点では、分教室で学んでいる生徒もいる中で、将来においては柔軟に考えていくという方向性になるかと思う。

今後の特別支援学校のあり方という点で言うと、オの部分については、特別支援学校のセンター的機能の「的」という言葉は入っていない。特別支援教育のセンターそのものということである。地域において特別支援教育を推進していくための研究所でもあり、教材提供でもあり、教育相談でもあり、一部には特別支援学校でなければ、うまく

生きていけない子どもたちが在籍している、そういう役割になっていくということだが、ここには少し見えている。将来像であり、いきなりそこに移行できるわけではないが、そのような特別支援学校のあり方を踏まえながら、現実問題としての人口増加対応と、老朽化対策もやっていこうという、アからオの5つの具体的な方向性である。

【稲葉委員】

特別支援学校は、12年ものという考えが自分にもあるが、義務の9年間と、高等部段階の3年間というのは、設置形態も含めて少し違った見方やあり方が、今後はあり得るのではないかと思う。地域とのつながりを考慮したということで言うと、特に義務の小学部、中学部は、できるだけ設置形態が小さくなって、より小学校や、中学校と連携の取りやすい形で設置されて残っていくことが望ましいと思う。ただ、それを阻むものとして、特に県内でも地域差が大きいわけで、県西の方の学校は、一校で広域な地域をカバーしているわけで、そもそも小学生が少なくなってきたいて、スクールバスで小学校に通わなければいけないような時代がもうすぐそこまで県内でも来ているという中で、小さく単位をばらしていけるのかという現実的な課題は残っていると思うが、基本はそういうあり方が、本来は望ましいと思っている。もう一つは、設置主体が違うということで、基本的に小・中学校と県立の特別支援学校の間では、自由な人事異動ができていく。これも、理念をかなえていくために、大きな越えなければいけない一つのこととして現実的にはある。本当の意味での顔が見える関係というのは、同じ所属間、仲間になるというところがある。特に、センター的機能を発揮するというところでも、そこは同様である。実際に状況を踏まえていくことが必要である。

【須山委員】

センター的機能というところの役割は、やはり重要だと思うので、この方向性の中でも、そういった文言で、はっきりと位置付け自体を踏まえた上での今後の取組ということで、中身に記載できればよいと思う。分教室やインクルーシブ教育実践推進校の話もあったが、前段の基本的な考え方のところと重なるが、やはり一人ひとりの幼児・児童・生徒にとって、何がふさわしいかということが一番大事だと思うので、そのふさわしい学びの受け皿という観点で考える必要があるので、今の機能とか、目指すべきところというのは、まだまだ希望的観測の域を出ていないところもあると思うので、この項においても、基本的なところを踏まえたということが表現できればと思う。

次の項の、医療的ケアを進める中で、浮かび上がってきた一つの課題として、日中、学校で過ごすときの医療的ケアについては、体制を様々に工夫しながら取り組んでいるところではあるが、日中の医療的ケアは必要ないが、夜間や土日に係るときに、宿泊を伴うような学習の場面のみ発生するような場合も出てきているので、トータルでその部分を考えていく必要があるというのが、取り組んできたからこそわかってきた課題としてあると思う。

資料2の、左下の3番の課題で、中間まとめでは9つの課題があった。そこと見比べ

た中で、できれば盛り込んでいただきたいのが、(9)の「教員の専門性の向上と育成」というところで、ここの部分を項立ての3番目の「県と市町村の役割分担のあり方」に絡めていただければ、ここの部分は大事な部分だと思うので、課題として出たわけであるから、育成というところもどこかに盛り込んでほしいと思う。

【田村副会長】

特別支援学校のあり方だが、話し合ってきたことではあるが、これまではこういう役割を果たしてきたが、今後はこういう役割を果たしていくのではないかということ想定しながら、しかし、過大規模化は解消しなければならないし、多様な学びの場は充実しなければならないということで、方向性として確認していきたいと思う。もちろん、既存の特別支援学校の教育環境の悪化や、時代整合性といった点についても解消していかなければならない大きな問題である。そういった意味では、特別支援学校の必要性、メリット、それから地域へかえした時のメリットをきちんと整理していきたいと思う。

4ページの(2)の医療的ケアのあり方について、最初のところを読み上げる。医療技術の進歩により、医療的ケアを必要とする児童・生徒数が増加するとともに、医療的ケアの高度化・複雑化が進んでいる。また、医療的ケアを必要とする児童・生徒は、特別支援学校だけではなく、小・中学校にも在籍しており、県と市町村がそれぞれの役割を担い、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全に安心して学校生活を送るための体制整備をさらに進めていくことが望まれる。ということで、アイウの3つ、特別支援学校の場合、小・中学校の場合、さらに、高度化した場合ということで整理されている。意見をいただければと思う。

【磯部委員】

アの、「併せて、通学支援について、安全面に十分に配慮した専門的な見地からの検討が望まれる。」というところについて、通学支援については、保護者の毎日のことであるが、特別支援学校だけの話ではなくて、市町村においても同じことである。特に、特別支援学校では、医療的ケアがあると、スクールバスを利用することが困難ということもあり、ここに書かれているが、どこの学校に通っていても、同じように対応を考えていかなければならない大きな問題だと思う。

【田村副会長】

通学支援の問題は、特別支援学校におけるということに書いてあるが、小・中学校でも同じことが生じるのではないかということである。それと、須山委員から意見をいただいた、日中は医療的ケアを必要としていないが、宿泊学習や修学旅行になると、問題が浮上してくるというケースがあることも意識しておかないといけない。

【江川委員】

医療的ケアが必要なお子さんが、学校等に通う場合の支援のあり方ということで、かつては多くの子どもたちが通う、特別支援学校における看護師導入を筆頭に、支援体制を整備してきたというのが歴史的な流れだと思う。昨今のいろいろな事例を見ていく

と、地域の支援学級に行きたいとか、通常の学級に行きたいということを含めた、個別の対応が必要なケースが増えてきていて、その実践に取り組んでいる市町村の教育委員会が、全国的に増えてきたという実情である。そうすると、(2)イの小・中学校における医療的ケアへの対応のところ、神奈川県の実情にあるこの整備事業を通してということだと思うが、二つの考え方があって、器に支援体制をつくるのか、個々の児童生徒に対して支援をしていくのか、ここで大きな考え方の違いがあって、パラダイム変換が一部求められるのが、小・中学校における医療的ケア児だと思う。多くの場合に、一人か二人という少数のお子さんに対しての支援の仕方を検討せざるを得ないので、そこではおのずから、1対1につけるとか、1対2くらいで対応するという考え方である。日本と欧米の福祉の違うところに似ているが、日本はどちらかというと、器に設備投資をして、人員配置をして、器のところに来てください、通学してきてくださいというやり方を取る傾向があるが、個人の権利意識が強い欧米の考え方だと、一人ひとりのニーズに合わせて、オリジナルのオーダーメイドの支援をつくっていくのが標準である。日本で言うと、療育センターのようなところは、日本的な福祉で、療育センターという器に集めて福祉を実現するというやり方を取っている。それが、どちらかというと個別指導で、家庭の中の支援をしていくという訪問型の福祉を取り行っている他国と対比される場所である。新しいパラダイム変換が一部求められている中で、この小・中学校における医療的ケアへの対応というところは、肝になるところだと思う。県としても主体者ではなくなり、側面的支援になると思うので、こういう書きぶりになると思うが、神奈川県における実践を後押しするような形で、神奈川県教育委員会としても注目して、センター的機能のところから応援ができないかということも含めて考えていく時代が来たのではないかと思う。

【田村副会長】

子どもファーストという観点や、地域化という観点からいうと、地域でそれができるようにいかないといけない。ただ、地域の特性があって、うまくいかないという場合もあり、そういった場合、特別支援学校のセンター的機能の中に、医療的ケアの支援センターの役割も入ってくるのかもしれない。そうすることで、安心して地域に通える状況をつくっていくという今後の方向性だと思う。

【窪島委員】

藤沢市の場合に、今は小学校の通常の学級に医療的ケアを必要とする児童が通学しているが、中にはもうすぐ中学校に入る子どももいる。そのあとは、高等学校に進学するときに、どうなっていくのかという思いがある。ここでは、小・中学校における医療的ケアへの対応となっているが、今後は高等学校も含めて考えていかなければならないのではないかと思う。

【野村委員】

提言上、今までそういった発想が、普通科の高校にはほとんど無いのが現実である。

現状は、そういう状況であるが、今後、10年、20年、直近の未来を考えていったときに、そういったケースは増えてくると思うが、まだ普通科の高校においては設備等もできていないのが事実である。

【田村副会長】

今は無いが、今後十分にあり得る話である。そうなった時に、どのような体制をとっていくのかということで、県立同士で特別支援学校と連携ができれば、解決に近づくかもしれないし、様々なケースにも考えられる。

【富澤委員】

医療的ケアという面だけではなく、重複障がいのお子さんについても、中学校卒業後の通学支援という問題が本市ではあがってきている。地域の中学校に通っているお子さんで、さらに、ひとり親で保護者が働いているお子さんが、スクールバスの無い学校に行くときに、通学支援はどこが行うのか、本市でも教育委員会なのか、福祉なのか調整を図っているところである。県立の高等学校に通いたいというときに、市の福祉でも学校で考える課題なのではないかという意見もある中で、整備が必要なところであると考えている。

【田村副会長】

特別支援学校の場合、距離があるため、スクールバスだと1時間もの時間の中で、何か起こったらどうするのかということも含めて、通学支援が大切になっていく。近隣の地域の中だと、距離が近いので、例えば、民間やタクシーを使うということがベターかどうか。民間の業者が、学校には入っているが、医療的ケアのことまでは想定されていない。

【上田委員】

川崎市は、タクシーの取組を始めていると知り、委員の方から説明していただきたい。

【稲葉委員】

今、お話があった件は、市立の特別支援学校で、スクールバス乗車希望の児童・生徒が増えていく中で、中型やマイクロバスの導入がすぐにはできないということで、臨時的な対応として、今年度は3台のタクシーをスクールバスと見立てて走らせている。医療的ケアへの対応はできていない。ただ、特別支援学校においても、学校の中の体制については、何とかやっていけそうのところまで来ているが、医療的ケア児の登校というところは、整備ができていないのが現状である。10年後、神奈川県の中で、どういう状況まで整備されていくのか、教育だけではなく、縦割りの中で福祉部局も含めて、求めるイメージが共有されるとよいと思う。

【成田委員】

今、通学支援について、医療的ケアのところを話されているが、通学支援の問題は、医療的ケアだけの問題から少し離れてきており、社会情勢が変わり、今は特別支援学校のスクールバスは、登校時はいっぱいであるが、下校時は福祉分野で担っている部分が

ある。医療的ケアのところもつ課題から、さらに要素が大きくなって、特別支援学校の通学支援について、どう考えるかが必要になってきていると思う。大きなスクールバスで、たくさんの子どもを運ぶというように考える方は、登校の時間帯だけが関わっている。また、特別支援学校で利用する方たちが、医療的ケアのことだけにかかわらず、個別性の高い方が利用している。知的障がいの方たちにとっても、添乗員だけで安定して乗れているかというところかというと、大きな問題を抱えているということも含めると、通学支援については、あり方検討会の中でも方向性や課題の整理をしておく必要があると考える。

【田村副会長】

大事な指摘をいただいた。現実問題として、帰りのスクールバスは子どもがほとんど乗っておらず、ほとんどが放課後支援や、レスパイト等を使っているという時代の背景がある。例えば、介護タクシーでは、ケアができる体制をとっているという時代の流れもあり、通学支援では想定されるかもしれない。

【廣瀬委員】

県立特別支援学校の通学支援については、今年度、検討を進めているということは伝えておく。

【田村副会長】

須山委員からも話があったが、宿泊等で医療的ケアが必要であるということが表面化した場合、これはあり得る話である。医療的ケアの課題の中にあると思っている。

【上田委員】

現状は、親が付き添って行くことになっている。

【田村副会長】

医師法第 17 条の関係で、医師以外は医療をしてはならないということだが、保護者は仕事ではないので良いということになっている。教員は仕事上行っているために、医師法違反になるという事情により、医療的ケアについては話が進まないが、この問題はもう少し検討しなければならないと思う。

次に、5 ページの (3) の県と市町村の役割分担のあり方について、最初のところを読み上げる。神奈川県のだこの地域に居住しても、必要な支援が受けられるよう、全県における特別支援教育の充実を図ることが望まれる。そのために、各学びの場の教育指導の充実や教育環境の整備、就学相談・指導の充実、交流及び共同学習の充実、切れ目ない支援体制の構築等について、県と市町村がどのように役割分担をし、連携していくのか具体的に検討していくことが望まれる。ここに、アイウエの 4 つがある。ご意見をいただきたい。

【廣瀬委員】

アの学びの場の教育環境や支援の充実というところで、先ほどから特別支援学校の

センター的機能という話が出ていたが、その支援の充実というところでは、特別支援学校のセンター的機能が、地域において発揮されるということが求められていることは承知している。現在の状況の中でも、センター的機能を主として担う職員は、多く地域に出ているところである。その中で、さらに求められて充実ということにおいては、人的な配置や、市町村との連携をする中で、それぞれの市町村の中でも、センター的な部分を整備し、特別支援学校が担う部分ではなく、市等で担う部分を組織としてつくっていくということも、必要ではないかと捉えている。

【田村副会長】

特別支援学校に配置されているPT、OT等の専門職は、やはり地域の様々なニーズに対応できる可能性は持っている。県と市町村が、お互いにウィン・ウィンの関係を構築するために、一方的ではなく相互に支援していく必要がある。子どもたちは、地域で学びたい子は地域で、特別支援学校で学びたい子は特別支援学校で、それぞれどこに在籍していても、必要なサービスを受けられる体制をつくるのがこの文脈である。

【野村委員】

普通科の高校の中で、インクルーシブ教育実践推進校や、通級指導というような、発達障がいのお子さんなどにも門戸が開かれている中で、そこを選ぶにあたって、中学校の先生方が、どの学校にお子さんを通わせたいのか、インクルーシブ教育実践推進校もようやく卒業生が出るような状況の中で、どういう県立高校それぞれの特徴があって、どういう学校を紹介したらよいか全く見えない状況だと思う。県立学校長会議でも、進学相談の窓口が必要なのではないかという意見が出ている。今は、高校の方で学校説明会という形で、地域の中学校の先生や保護者を呼んだりして説明はしているが、なかなかうまくいかない状況の中で、県立高校の中にもいろいろな種類の学校があって、インクルーシブや、クリエイティブ、通級もあるといったものを、相談に乗る窓口が必要なのではないか。例えば、総合教育センターに一つ窓口をつくるなど、そこに行けば必ず相談に乗ってくれるという窓口をつくっておかないと、選ぶにあたっては、なかなか難しいので、今後は窓口が必要になってくると思う。

【田村副会長】

高校は非常に多様化し、いろいろなタイプの高校ができたので、選択肢は広がったが、どの学校に行ったら、どういうことができるのかといった情報が、中学校の進路指導にはうまく伝わらないということになりかねない状況がある。今後、選択肢は増えたが、正しく選択できる支援が必要である。

【磯部委員】

就学するとき、進学していくとき、高校のところで選択するときの、当該校の先生と、保護者、本人の思いと、就学先、進学先の話し合いにおいて、うまく教育活動や内容についてのしっかりとした共通理解や、配慮や支援の合意形成が難しいということは起きている。例えば、専門性を求めて、特別支援学校に就学したいという保護者がいる

一方で、多くの支援が必要な状況と学校関係者は思う中、地域の小学校に入学させたい保護者に対し、そこでの支援方法について非常に困難な状況が起きたりするという両方があると思う。ここで、就学指導・支援の充実ということは、大変大事な問題だと思うが、ここもやはり教育界だけで考えていくことは難しい内容が含まれていると考えている。

【水野委員】

就学指導という話が出ているが、子どもたちが、いかにキャリア形成をするのかということが大事だと思っている。現状、小学校の先生は、小学校の先生として、まず国語、算数、理科、社会があり、それをどう子どもに教えるのかという観点で、特別支援学級のお子さんを見ている先生もいる。中学校になると、進学のことを切実な問題として出てくるので、どこの学校に進学することが大事なのかを見据えた教育内容になっていく。特別支援学校の先生が研修に来ると、基礎的な学力というよりも、困ったことがあったら誰かに相談するといった生きる力が大事だと言う。それぞれの教育の場で、何を大事にして、どこを目指して子どもを育てていくのかという価値観には、ばらつきがあると感じる。一方で、保護者のその時点での考えも様々であり、先生が大事だと思っても、なかなか賛同してもらえない状況があるということを見ると、どうキャリア形成をしていくのかという、一本筋の通った考え方のようなものを、ある時期になったら、保護者にも共有して、理解をいただくという、プレゼンテーションのようなものが必要だと思う。その上で、うちの子にはどういった力を付けたらよいか、そういった発想も必要になってくると思う。そういった中で、特別支援学校のセンター的機能の充実を期待しているところであり、一緒にやっていけたらと考えている。

【田村副会長】

いろいろな体制をとればとるほど、きちんとした情報が伝わる手段を考えなければいけないし、選べる体制をつくっていかなければならないと思う。

教員の専門性という話が、須山委員からもあったが、今、特別支援教育を行っている先生たちのモチベーションのようなものを維持していけるようなことを考えていかなければいけないと思っている。それなりのやりがいや、必要な教育環境等を配慮していかないと、なんでも特別支援学校の先生がやるということでは、辛いだけだと思う。

【磯部委員】

教員の専門性について、すべての分野において深く知らなければいけないという専門性の向上を求めるのではなく、つながれる力や、真摯に受け止める力、いろいろな配慮ができる力が大事であると思う。特別支援学校の多岐にわたる障がい種や福祉の連携、進学や教科学習などもあり、専門性を高めなければいけない部分であるが、すべてを教員に求めるのは難しいことだと感じる。

【田村副会長】

特別支援学校の先生は、本当に頑張っている。どこに向かって頑張るのかは、明確に

しなければいけないとっていて、きちんと応援する体制をつくっていきたいと思う。

一通り、進めてきたが全体を通してはいかがか。田所委員と岡野委員は、委員としての立場でお話をいただければと思う。

【田所委員】

先ほど、江川委員より、医療的ケアの部分で、器に対する支援なのか、個々に対する支援なのかというご指摘をいただいた。このことは、インクルーシブ教育を推進していく際にも、特別支援教育の充実を図っていく際にも大事な視点である。地域の小・中学校で学びたいという気持ちもある保護者の要望があった際に、現状では、なかなか、適切な支援の場として、地域の学校か特別支援学校かのいずれも選択できるような状況にはなっていない。もし、そこを、オーダーメイドという視点で考えることができれば、地域にいるお子さんが、当然その小学校に入学するということが前提になって、今後小学校ではどうやって支援していったらよいかという考え方をすることができ、その学校の支援体制は、その子のニーズに対応して整えて行くというように整理できると思う。ところが、最初から、まだ地域の学校には体制が整っていないので、相談に乗るところにも達していないという考え方が前提になると、選択肢が特別支援学校しかないという話になってしまう。今後、体制整備の充実を図っていくためには、レディメイドの考え方ではなくて、様々なお子さんがいることを前提に、オーダーメイドで、一人ひとりのニーズにどう対応していくのかを丁寧に考えていくことが大切になると思う。そのことが、これから先、小・中学校、高等学校それぞれが、子どもに合った支援力を高めていくことにつながると感じた。

【岡野委員】

県立高校では、医療的ケアという形はないが、もしも入学してくれば、教育委員会として、学校として、必要なことは対応するという用意はある。インクルーシブの考えや仕組みが広がっていけば、一校に何人もの医療的ケアを必要とする方がいることも想定される。そうした時に、どう対応していくのかは、この検討会で出た方向性を踏まえながら対応していく。

平成28年度から、県立高校改革を進める中で、広く中学生にとって、いろいろな選択ができるような形で改革を進めているところではあるが、先ほど指摘にもあったように、このことが十分に中学生に伝わっていないことについては、私どもも課題として認識をしている。要するに、広報が足りていない。その仕組みについては、先ほどの話にもあったが、窓口をつくる、あるいは県立高校においても説明ができるような資料やレクチャーをしていく。そうした取組が必要であるということを、検討課題として認識している。全体的に感じたのは、私どもが仕事をする上で、今の知事からよく言われるが、〇〇のために仕事をするというのは、必要ではあるけれどもそれは主ではない。〇〇の目線に立って仕事をする必要がある。やはり、障がいのある方、あるいは中学生のためにということだけでは、ニーズに合っていないことも出てくる。やはり、目

線に立って、何が必要なのかということ、例えば、直接インタビューをして聞き取ることや、こういった場の意見を踏まえながら、ということが最も重要であるということ、よく知事から言われ、我々もそういう気持ちで仕事をしている。今後も、選択肢を増やしていくという話もあったが、では選択するのは誰なのか、やはり当事者の目線に立って、当事者が選択をする。その時に、どういう選択肢があればよいのかということ、我々も真摯に受け止めて、検討していかなければいけないと考えている。今日の話し合いは、貴重な意見をたくさんいただき、ありがとうございました。最終まとめに向けて、こちらでも考えていきたいと思う。

【田村副会長】

「Nothing About Us Without Us」障がい者の権利に関する条約の合理的な配慮の話が出た時に、有名になった言葉である。「自分たちのことを自分たち抜きで勝手に決めるな」という意味合いである。やはり、当事者の声、子どもたちの声、保護者の声をきちんと反映したものにしていくことで、子どもファーストのまとめになると思っている。基本的な方向性については、ご了解いただいたということにより。ただ、細かい部分については、ご意見をいただきたいのと、後で気が付いた点については、教えていただければと思う。それでは、本日の皆さんの意見を踏まえ、渡部会長とも相談をし、最終まとめ案をつくっていく。委員の皆様には、事務局からメール等で送らせていただき、意見をいただくとするが、最終回の資料に向けて意見を賜ればと思う。

- 4 事務連絡
- 5 閉会挨拶
- 6 閉会

※1 「E S D」とは、「Education for Sustainable Development」の略称。政府において作成する文書においては「持続可能な開発のための教育」と訳されている。

※2 「S D G s」とは、「Sustainable Development Goals」の略称。「持続可能な開発目標」と訳されている。